

# 一般廃棄物(生活排水)処理基本計画

平成 30 年 2 月

今 治 市



## 目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画見直しの概要.....	1
第2節 基本計画の位置付け.....	2
第3節 今治市総合計画等との関係.....	3
第4節 計画の期間.....	4
第2章 地域の概況.....	5
第1節 今治市の位置と沿革.....	5
第2節 交通.....	6
第3節 気候.....	7
第4節 人口の動向.....	8
第5節 産業の動向.....	10
第3章 生活排水処理の現状と課題.....	11
第1節 ごみ処理体制.....	11
第2節 生活排水処理の課題.....	27
第4章 生活排水処理基本計画.....	28
第1節 生活排水処理計画.....	28
第2節 し尿・汚泥の処理計画.....	33
第3節 その他.....	36
第4節 計画の進行管理.....	36



# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画見直しの概要

生活排水とは、人が日常生活を行う過程で発生させる汚水であり、大きく分けてし尿または水洗便所排水と台所や洗濯、風呂場等からの生活雑排水から構成され、その処理は、人が快適な暮らしを営む上で必要不可欠なものであり、加えて公共用水域の水質保全・改善、さらには水環境の創造を図ることが目的とされています。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて定められる一般廃棄物処理計画の生活排水処理に関する部分で、今治市における生活排水処理の現況を把握し、生活排水の適正処理を推進するとともに、排出されるし尿や汚泥を適正に処理することを目的として、平成25年2月に今治市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画を策定しました。

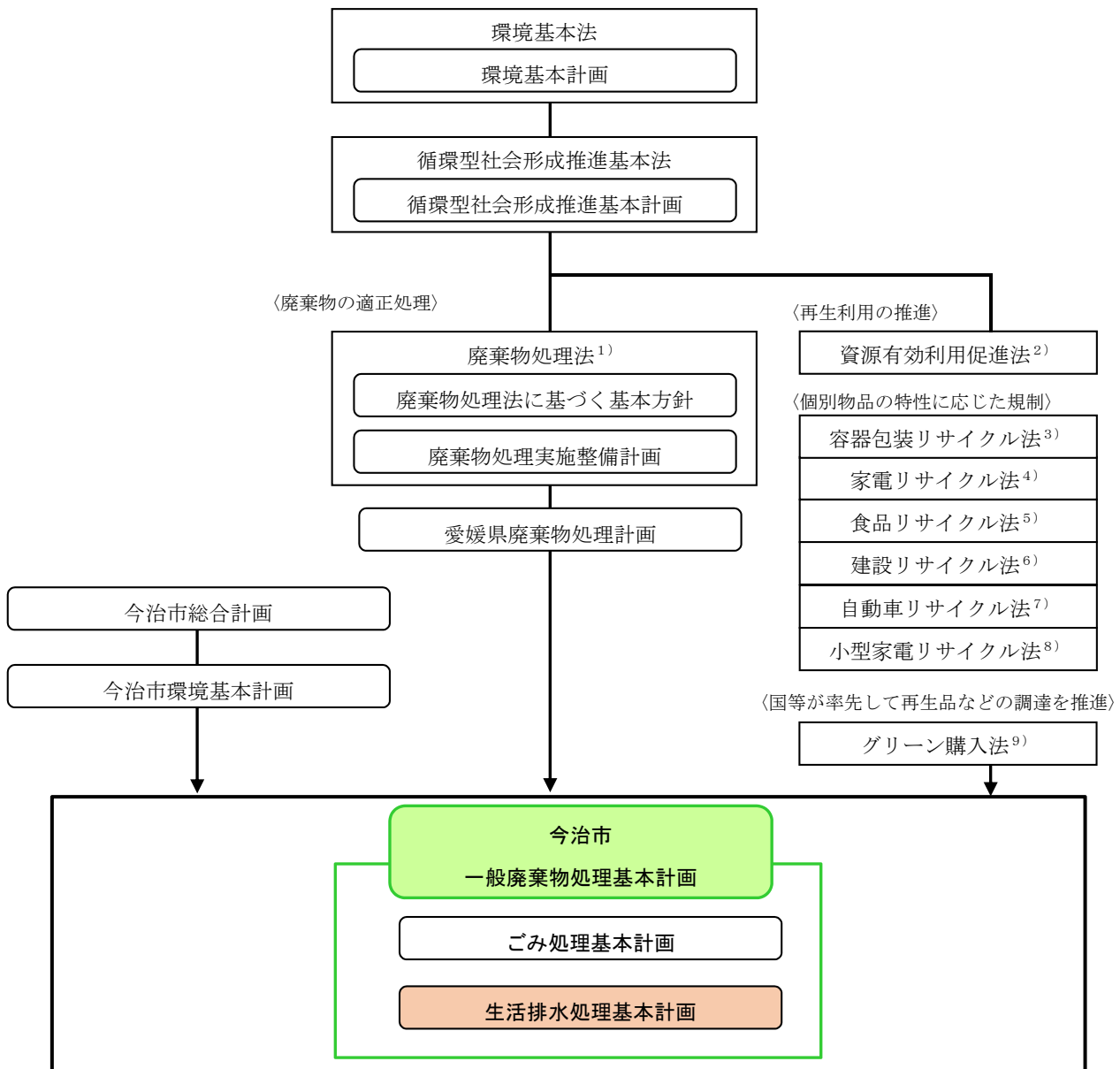
本市においては、公共下水道の整備、また、生活排水を未処理のまま排水する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでおり、汚水衛生処理率は年々増加しています。

これにより、し尿及び浄化槽汚泥の量が減少したことから、効率的かつ経済的な処理を行うため、本市では処理体制の見直しを行い、生活排水処理施設を統合するなどの処理の集約化を行っています。また、本市のし尿処理施設においてはいずれも老朽化が進行していたことから、施設の集約化とし尿等の資源化（助燃剤化）を目的として今治衛生センターを汚泥再生処理センターとして更新し、平成27年4月より稼働を開始しています。

本計画は平成25年2月の策定以降、約5カ年が経過するため、これまでの生活排水処理実績を踏まえ、今後の汲み取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え促進や、下水道における水洗化の普及促進を図り、排出される生活排水を適正に処理することを目的に、基本方針の必要な見直しを行うものです。

## 第2節 基本計画の位置付け

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により策定するものです。本計画は今治市における一般廃棄物（生活排水）処理事業の基本方針を示すものとなります。本計画の位置付けは、図 1-1 に示すとおりです。



- 注1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」  
 2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」  
 3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」  
 4) 「特定家庭用機器再商品化法」  
 5) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」  
 6) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」  
 7) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」  
 8) 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」  
 9) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

図 1-1 基本計画の位置付け（本計画と他の計画との関係）

### 第3節 今治市総合計画等との関係

第2次今治市総合計画 基本構想（H28～H37）では、「ずっと住みたい “ここちいい（心地好い）” まち いまばり あの橋を渡って 世界へ 未来へ」と、今治市の将来像が掲げられています。

生活排水処理に係る事項として前期基本計画（H28～H32）では、以下に示す課題、基本方針及び施策が策定されています。

#### 現状と課題

人口減少や高齢化などが進展する一方で、本市は膨大な数の下水処理施設を抱えており、既存施設の適切な管理運営とともに、地域の実情に応じた最適な生活排水処理手法の検討が必要となっています。

#### 基本方針

日常生活による環境負荷を軽減し、より良い環境で次の世代につなげていく基盤をつくります

#### 主な施策

##### 廃棄物の適正処理や減量化の推進

○「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」の見直しを行うとともに、廃棄物の適正な処理に向け、各処理施設などの安全で効率的・効果的な運営に努めます。

##### 下水道・合併処理浄化槽の整備

○「今治市公共下水道事業基本計画」に基づき、計画的な公共下水道の整備を推進するとともに、汚水処理施設未普及地域の早期解消を図ります。

○農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽など、地域の状況に応じた排水処理施設の整備に努めます。

○既存の下水道施設のストックマネジメント 52により、適切な資産管理運営と効率的で効果的な維持管理に努め、下水道の安全性・信頼性の確保を図ります。

○公共下水道の供用開始区域における水洗化の促進を図ります。

○下水道事業への地方公営企業法の適用を推進し、経営状況の的確な把握による経営健全性を確保するとともに、将来にわたって持続可能な経営基盤の強化を図ります。

また、今治市環境基本計画（H21～H30）では、「みんなでつなぐ 蒼と緑が彩るまち いまばり ～山・川・海の美しい環境を次世代に～」を将来の環境像として掲げ、「誰もが今治を愛し、誇りが持てる地球環境にやさしいまちづくり」を目標に種々の環境施策を展開することとしています。生活排水処理に係る事項としては、以下に示す課題、基本目標及び基本施策が策定されています。

## 環境の現状

### 水質

蒼社川水系のBOD（生物化学的酸素要求量）とSS（浮遊物質）は、全地点で環境基準値以下であり、良好な水質が維持されていると考えられます。その他の市内河川でも多くの地点で良好な水質となっています。また海域のCOD（化学的酸素要求量）、T-N（全窒素）及びT-P（全りん）は、全地点で概ね環境基準値以下であり、経年的にみても明らかな増加傾向があるとはいえ、良好な水質が維持されていると考えられます。

しかしアンケート調査においては、旧今治市で「水が汚い」と回答した人の比率が「水がきれい」を上回っていたことから、下水道への接続や合併浄化槽の普及といった汚濁負荷対策を引き続き進めていく必要があります。また、現状の水質が概ね良好であることについても、市民に幅広く情報提供していく必要があると考えられます。

## 基本目標

遊び、憩えるきれいな水辺づくり（水環境）

## 基本施策

### 下水道等の整備

- 公共下水道の整備推進
- 地域に応じた施設整備の推進
- 日常の生活排水対策の啓発
- 市街地における浸水対策及び冠水対策

### 行政の取り組み

- 公共下水道事業については、「公共下水道事業基本計画」に基づき、計画的な施設整備に努めます。
- 生活排水処理による生活環境・水質環境の保全を図るため、集落排水、合併処理浄化槽など、地域の実態に応じた排水処理施設の整備を行います。
- 広報等での情報提供や啓発により、市民一人ひとりの生活排水改善の意識を高めます。
- 市街地における浸水対策及び冠水対策を行います。

### 市民・事業者の取り組み

- 公共下水道や集落排水が整備された場合は、早期に接続します。
- 下水処理区域以外の場合は、合併処理浄化槽を設置します。
- 浄化槽の点検・清掃を定期的に行います。
- 節水に努め、食べ残しを流さない、水切りネットを使用するなど、生活排水対策を実践します。

## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とし、計画の進捗状況の評価、目標の見直し及び設定を行うものとします。



## 第2章 地域の概況

### 第1節 今治市の位置と沿革

今治市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央に突出した高縄半島の北半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島しょ部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっています。

平成17年1月に旧今治市と越智郡11ヵ町村の合併により人口約18万人になり、松山市に次ぐ県下第2の都市に生まれ変わりました。瀬戸内海の風光明媚な景観と、大山祇神社や伊予水軍城址などの歴史遺産を誇る観光都市であるとともに、船舶建造隻数や外航船所有隻数が国内の1/3を超えるなど、海事都市として将来が期待されています。

また、恵まれた自然環境をさらに活用するため、平成23年4月、しまなみアースランド（今治西部丘陵公園）に「今治自然塾」を開塾し、環境教育・体験都市として、深刻化する環境問題への理解を深め、青い地球を取り戻すための重要な役割を果たすことが期待されています。

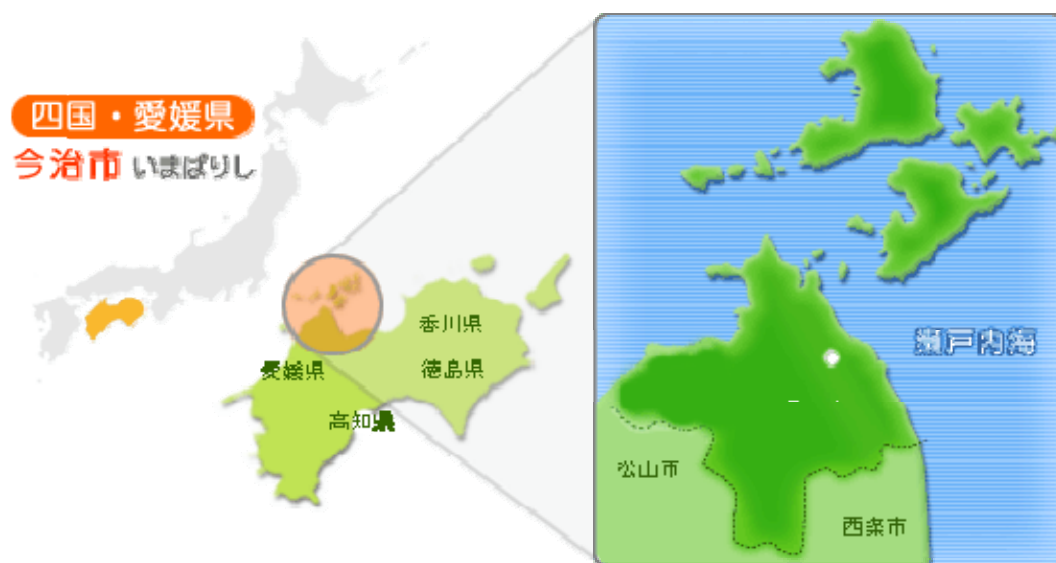


図 2-1 今治市の位置図

## 第2節 交通

一般国道については、国道196号が西は松山市から菊間、大西、今治市街地を經由して、東は西条市まで接続しています。また、松山市を起点として国道317号が玉川、今治市街地、大島、伯方島、大三島を經由して広島県尾道市までつながっています。

高規格幹線道路については、瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）により、大島、伯方島、大三島を經由して広島県尾道市で山陽道に接続しています。また、今治小松自動車道が、今治湯ノ浦インターより西条市まで縦貫し、松山自動車道に直結しています。それらにより、高速バスが東京、大阪、広島、福山などの都市を結んでいます。

航路については、今治港から周辺島しょ部をカーフェリー・旅客船で結んでいます。

鉄道については、JR予讃線が今治市の海岸線近くを通り、西は松山市や宇和島市、東は高松市や瀬戸大橋を介して岡山市に連絡しています。

なお、関前岡村島は安芸灘とびしま海道（安芸灘諸島連絡架橋）により、広島県呉市に接続しています。



図 2-2 今治市内の主な交通網

### 第3節 気候

気候は、四季を通して温暖小雨で晴天に恵まれた瀬戸内海式気候に属しています。

気象庁松山地方気象台において、常時観測している気象観測所としては、今治地域気象観測所と大三島地域観測所があり、降水量の観測所として、玉川地域雨量観測所があります。

平成28年の今治地域気象観測所における気温及び降水量の変化は、図2-3のとおりです。なお、平成28年の平均気温は16.5℃、年間降水量は1720.5mmです。

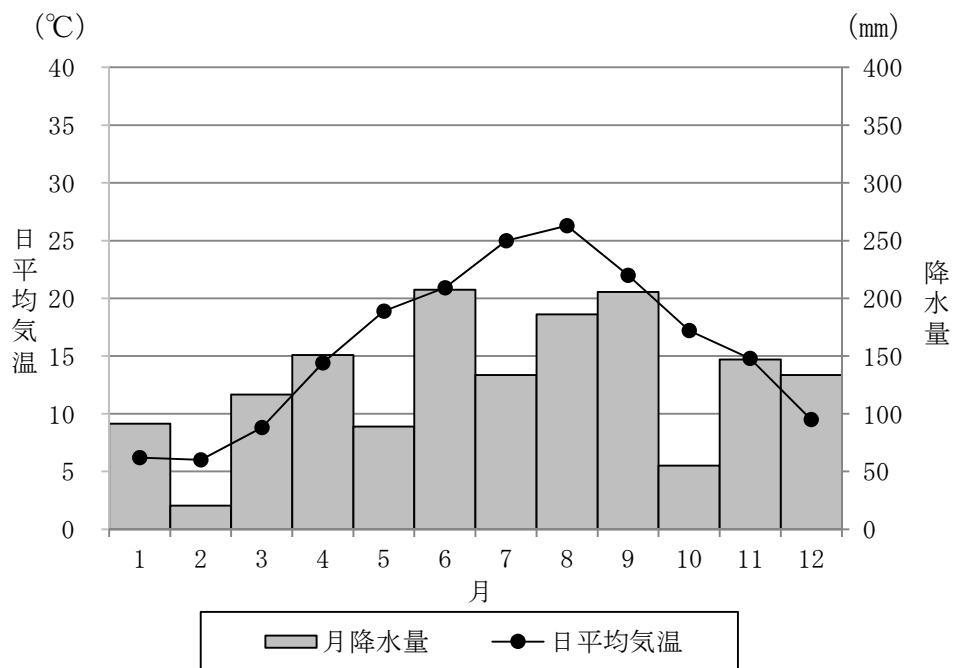


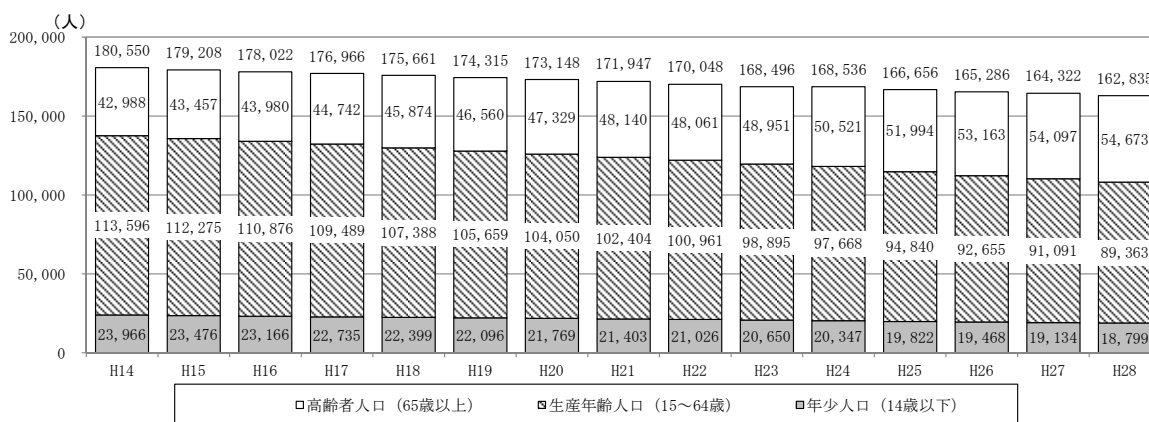
図 2-3 平成28年の気温・降水量の変化

## 第4節 人口の動向

本市の人口は、図 2-4 のとおり年々減少傾向にあり、平成 29 年 3 月末時点における住民基本台帳人口は、162,835 人となっています。年齢別人口では、65 歳以上の人口が増加傾向であり、高齢化が進んでいます。

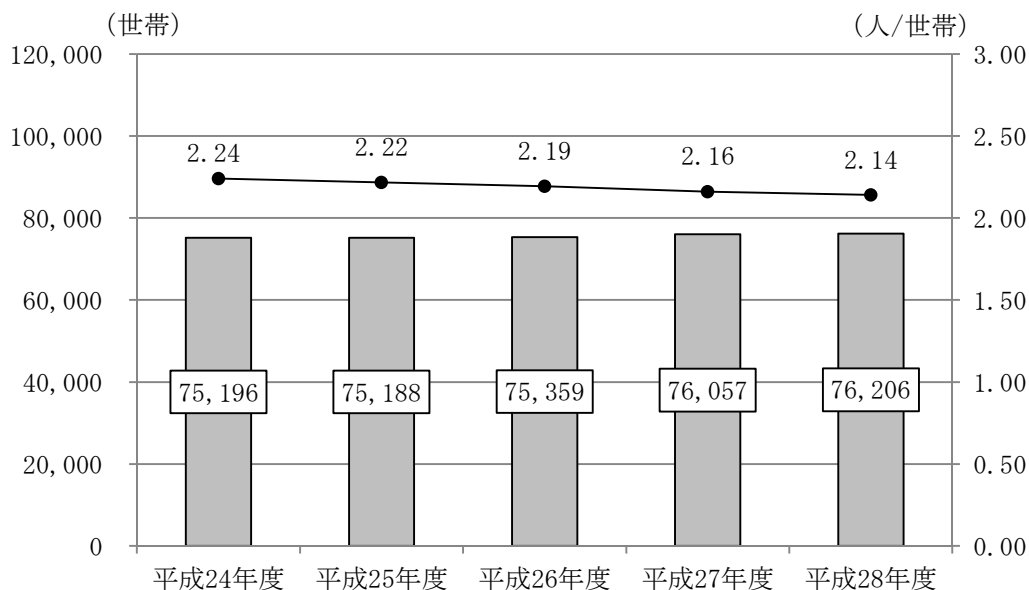
世帯数については、図 2-5 のとおりで、平成 29 年 3 月末時点では 76,206 世帯となっています。また、1 世帯当たりの人口は 2.16 人/世帯と減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。

人口構造については、平成 29 年 3 月末時点において図 2-6 のとおり、65～69 歳を中心とした世代が最も多くなっています。また、39 歳以下の人口に注目すると、年齢層が若いほど人口は減少する傾向が見られます。



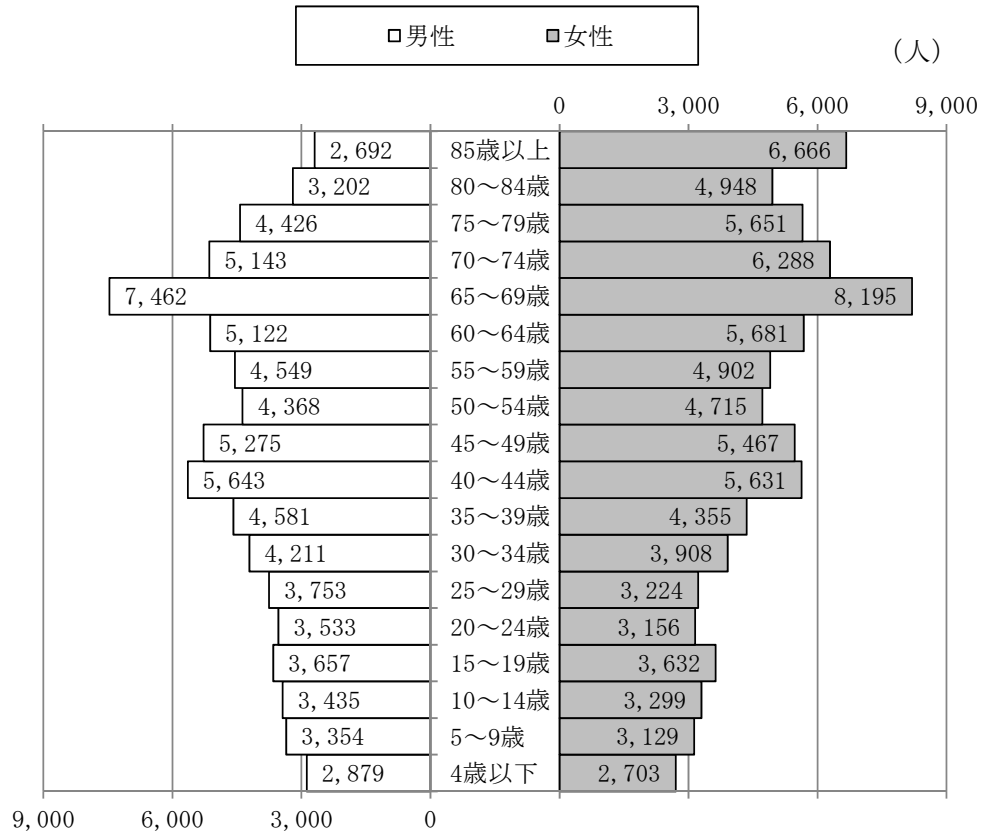
資料：住民基本台帳（各年 3 月末時点）

図 2-4 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 3 月末時点）

図 2-5 世帯数の推移（平成 24 年～平成 28 年）



資料：住民基本台帳（平成 29 年 3 月末時点）

図 2-6 人口ピラミッド

## 第5節 産業の動向

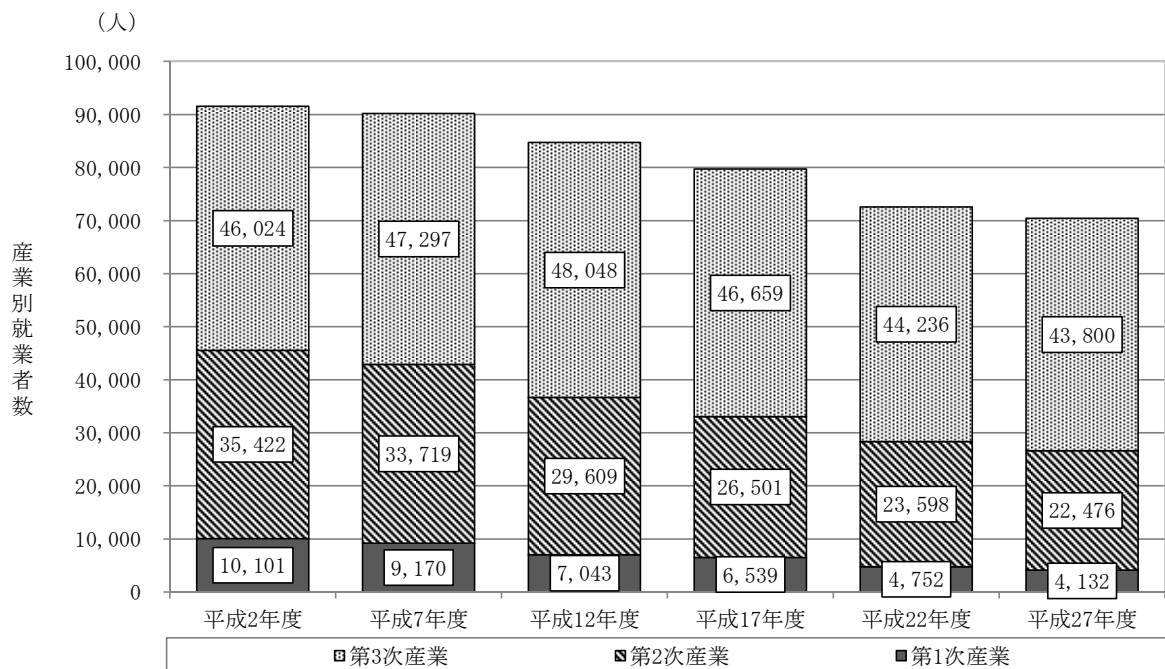
本市における産業人口の推移を表 2-1 及び図 2-7 に示します。

労働者人口の総数は減少する傾向を示し、産業別では第1次産業人口の減少率が顕著で、平成27年は平成2年より約59%減少しています。第2次産業人口も同様に減少しており、平成27年は平成2年より約37%減少しています。第3次産業人口は減少傾向を示していますが、労働者人口の総数に対する割合は増加傾向となっています。平成27年における産業別人口の構成比は、第一次産業が5.72%、第二次産業が31.09%、第三次産業が60.58%、分類不能が2.61%となっています。

表 2-1 産業別就業人口の推移

産業別	平成2年度		平成7年度		平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成27年度		平成27年度(愛媛県)	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
総数	91,579	100	90,207	100	84,721	100	79,938	100	73,907	100	72,296	100	642,741	100
第1次産業	10,101	11.03	9,170	10.16	7,043	8.31	6,539	8.18	4,752	6.42	4,132	5.72	47,194	7.34
農業	8,507	9.29	7,830	8.68	5,916	6.98	5,537	6.93	4,006	5.42	3,597	4.98	39,871	6.2
林業	22	0.02	21	0.02	26	0.03	15	0.02	55	0.07	36	0.05	1,409	0.22
漁業	1,572	1.72	1,319	1.46	1,101	1.3	987	1.23	691	0.93	499	0.69	5,914	0.92
第2次産業	35,422	38.68	33,719	37.39	29,609	34.94	26,501	33.15	23,598	31.93	22,476	31.09	148,409	23.09
鉱業	433	0.47	412	0.46	393	0.46	258	0.32	171	0.23	154	0.21	255	0.04
建設業	8,305	9.07	9,343	10.36	8,659	10.22	9,318	11.66	7,432	10.06	6,013	8.32	50,600	7.87
製造業	26,684	29.14	23,964	26.57	20,557	24.26	16,925	21.17	15,995	21.64	16,309	22.56	97,554	15.18
第3次産業	46,024	50.27	47,297	52.43	48,048	56.71	46,659	58.37	44,236	59.86	43,800	60.58	416,461	64.79
電気・ガス・水道	400	0.44	433	0.48	444	0.52	324	0.41	336	0.45	305	0.42	3,344	0.52
運輸・通信業	6,041	6.6	5,849	6.48	5,274	6.23	4,577	5.73	4,550	6.16	4,208	5.82	38,711	6.02
卸売・小売業・飲食店	17,776	19.41	17,702	19.62	17,901	21.13	13,657	17.08	11,896	16.1	14,610	20.21	129,473	20.14
金融・保険業	2,242	2.45	2,235	2.48	1,922	2.27	1,601	2	1,560	2.11	1,456	2.01	14,708	2.29
不動産業	365	0.4	384	0.43	441	0.52	515	0.64	685	0.93	772	1.07	8,166	1.27
サービス業	16,654	18.19	18,100	20.06	19,495	23.01	23,669	29.61	23,071	31.22	20,326	28.11	200,240	31.15
公務	2,546	2.78	2,594	2.88	2,571	3.03	2,316	2.9	2,138	2.89	2,123	2.94	21,819	3.39
分類不能の産業	32	0.03	21	0.02	21	0.02	239	0.3	1,321	1.79	1,888	2.61	30,677	4.77

※平成2年度～平成27年度の国勢調査を基に作成



※分類不能の産業は含まない

図 2-7 産業別就業者数の推移

## 第3章 生活排水処理の現状と課題

### 第1節 ごみ処理体制

#### 1. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 生活排水の処理主体

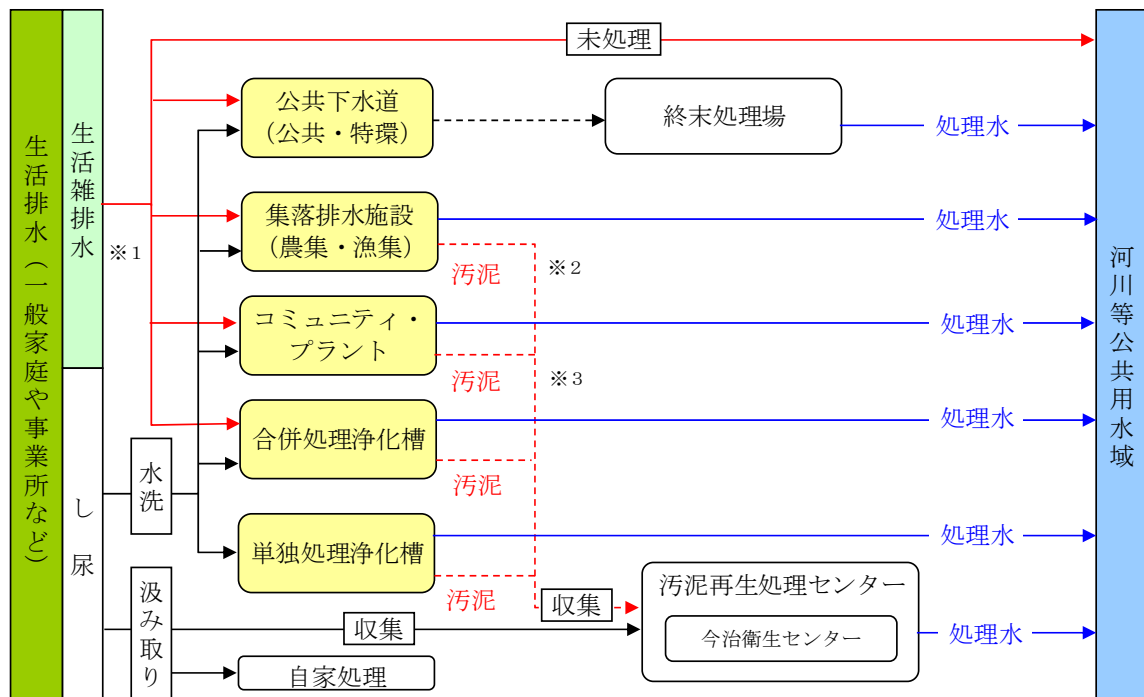
処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	今治市
集落排水施設	し尿・生活雑排水	今治市
コミュニティ・プラント	し尿・生活雑排水	今治市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人・今治市
単独処理浄化槽	し尿のみ	個人
し尿処理施設 (汚泥再生処理センター)	し尿・浄化槽汚泥, 集合処理汚泥(一部)	今治市

#### 2. 生活排水の処理体系

本市における生活排水の処理の主な流れは、図 3-1 に示すとおりです。

本市における生活排水を処理する施設は、水洗便所排水と風呂・洗濯・台所等から発生する生活雑排水を処理する「公共下水道」、「集落排水施設（農業・漁業）」、「コミュニティ・プラント」、「合併処理浄化槽」と、水洗便所排水のみを処理する「単独処理浄化槽」があります。

また、し尿処理施設（汚泥再生処理センター）では、汲み取りし尿を処理するほか、浄化槽（合併・単独）から清掃時に排出される汚泥（以下「浄化槽汚泥」）及び一部の集落排水施設、コミュニティ・プラントから排出される汚泥（以下「集排汚泥」、「コミプラ汚泥」）両者を合わせて「集合処理汚泥」を処理し、処理後の排出汚泥を助燃材化しています。



※1 生活雑排水とは、日常生活を行う過程で発生する風呂、洗濯、台所等からの排水をいう。

※2 与和木、九王、宮脇、山之内、田浦、南浦・名駒、志津見、椋名、北浦、北浦東の集落排水施設から汚泥を今治衛生センターで処理している。他の集落排水施設の汚泥は他施設へ搬出。

※3 玉川グリーンハイツコミプラの汚泥を今治衛生センターで処理している。他のコミプラの汚泥は他施設へ搬出。

図 3-1 生活排水の処理体系（平成 28 年度現在）



### 3. 生活排水処理形態別人口

本市における生活排水の処理形態別人口の推移は、表 3-2、図 3-2 に示すとおりです。生活雑排水が未処理である単独処理浄化槽人口、し尿収集人口、自家処理人口は減少しており、汚水衛生処理人口※1は特に公共下水道への接続人口の増加、合併処理浄化槽人口の増加により年々増加しています。平成 28 年度の汚水衛生処理人口は、127,205 人であり、総人口※2の約 78.1%となっています。

表 3-2 生活排水の処理形態別人口の推移

(単位：人)

区分／年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総人口	168,863	166,656	165,286	164,322	162,835
汚水衛生処理人口	123,145	124,604	124,907	124,842	127,205
割合	72.9%	74.8%	75.6%	76.0%	78.1%
公共下水道人口	86,759	87,855	88,459	88,421	90,553
割合	51.4%	52.7%	53.5%	53.8%	55.6%
集落排水施設人口	14,402	14,311	14,333	13,982	14,024
割合	8.5%	8.6%	8.7%	8.5%	8.6%
農業集落排水人口	13,028	12,981	13,032	12,700	12,773
割合	7.7%	7.8%	7.9%	7.7%	7.8%
漁業集落排水人口	1,374	1,330	1,301	1,282	1,251
割合	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
コミュニティ・プラント人口	2,710	2,668	2,633	2,594	2,576
割合	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
合併処理浄化槽人口	19,274	19,770	19,482	19,845	20,052
割合	11.4%	11.9%	11.8%	12.1%	12.3%
汚水衛生未処理人口	45,718	42,052	40,379	39,480	35,630
割合	27.1%	25.2%	24.4%	24.0%	21.9%
単独処理浄化槽人口	40,160	36,567	34,940	34,074	30,273
割合	23.8%	21.9%	21.1%	20.7%	18.6%
非水洗化人口	5,558	5,485	5,439	5,406	5,357
割合	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%
し尿収集人口	5,518	5,446	5,401	5,369	5,320
割合	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%
自家処理人口	40	39	38	37	37
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※1 汚水衛生処理人口とは、し尿と生活雑排水を合わせて適正に処理している人口であり、公共下水道人口、集落排水施設人口、コミュニティ・プラント人口、合併処理浄化槽人口の合計。

※2 総人口は各年3月末時点の住民基本台帳人口であり、外国人人口を含む。

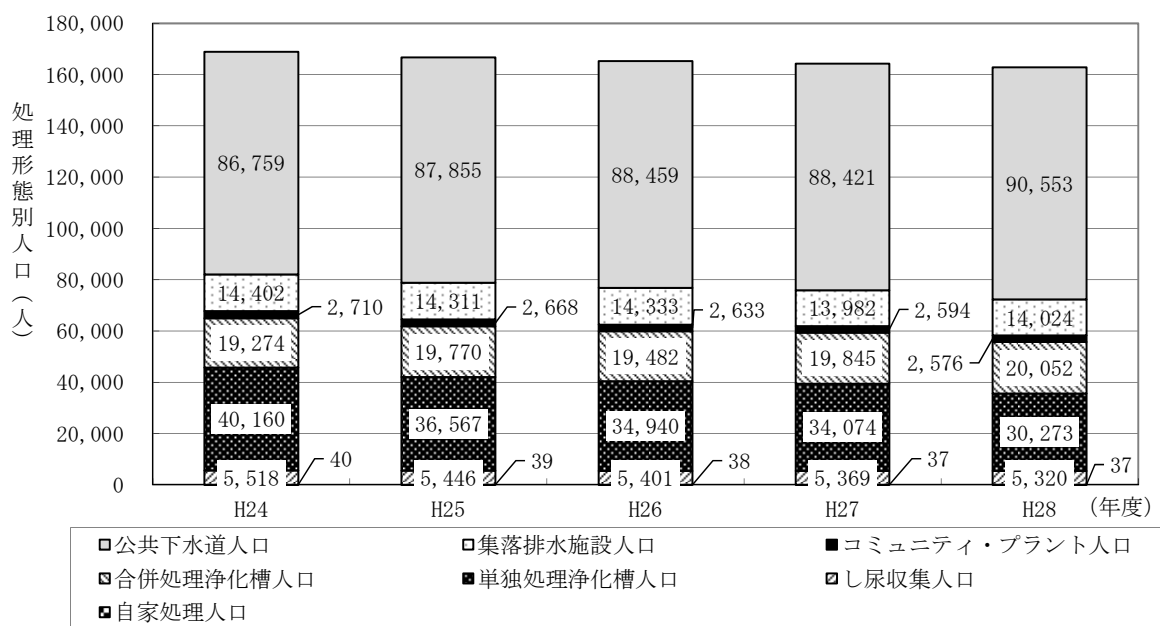
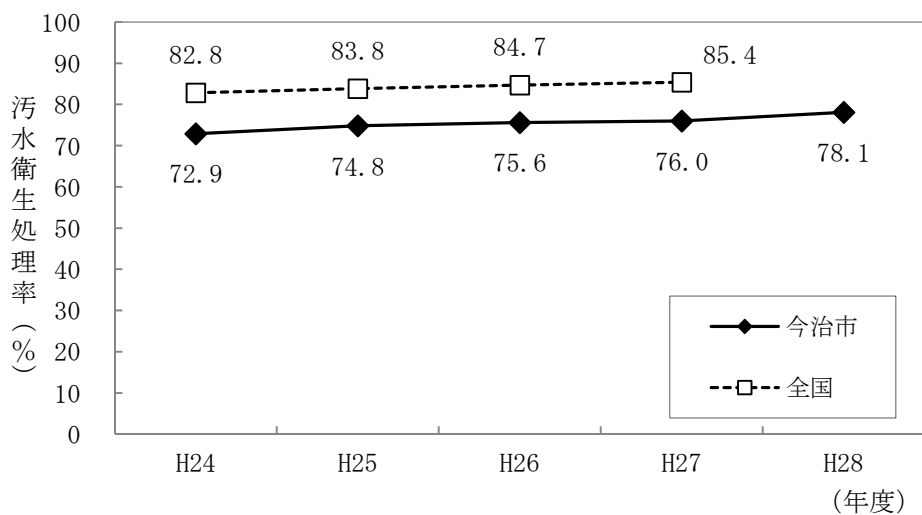


図 3-2 生活排水の処理形態別人口の推移

また、汚水衛生処理率の推移については、図 3-3 に示すとおりです。本市の汚水衛生処理率は増加傾向にあり、平成 27 年度 76.0%、平成 28 年度 78.1%となっていますが、平成 27 年度における全国の汚水衛生処理率の 85.4%と比べ低い状況となっています。



※ 汚水衛生処理率とは、総人口に対する汚水衛生処理人口の割合

図 3-3 汚水衛生処理率の推移

#### 4. 生活排水処理施設の状況

##### 1) 公共下水道

公共下水道は、表 3-3 に示すとおり、現在 9 処理区で整備を進めています。

表 3-3 公共下水道の整備状況

(H29.3.31現在)

地域	事業種別	処理区	供用開始年月	供用面積 (ha)	水洗化人口 (人)	現有処理施設概要	
						施設名	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
今治	公共	今治	S51.5.1	1,715.6	70,437	今治市下水浄化センター	54,750
	公共	北部	H3.3.24	335.4	10,721	北部終末処理場	8,500
	特環	塔ヶ谷	S52.4.15	12.9	39	塔ヶ谷下水処理場	731
波方	特環	小部	H11.6	41.0	1,285	小部浄化センター	1,140
大西	公共	大西	H19.5.1	90.3	2,680	大西水処理センター	1,500
吉海	特環	吉海	H10.3.31	226.4	2,048	吉海浄化センター	1,200
伯方	特環	木浦・有津	H20.5.1	35.8	1,090	伯方浄化センター	1,035
上浦	特環	井口	H15.3.18	90.0	1,126	井口浄化センター	600
大三島	特環	宮浦	35.519	98.0	1,127	宮浦浄化センター	1,320

##### 2) 集落排水施設

集落排水施設は、表 3-4 に示すとおり、農業集落排水施設が 28 処理区、漁業集落排水施設が 3 処理区で整備を進めています。

表 3-4 集落排水施設の整備状況

(H29.3.31現在)

地域	事業種別	処理区	供用開始年月	供用面積 (ha)	水洗化人口 (人)	現有処理施設概要	
						施設名	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
今治	漁集	大浜	H2.6	15.4	786	大浜浄化センター	650.0
朝倉	農集	太ノ原	H8.6	11.2	475	太ノ原・野田地区クリーンセンター	201.3
	農集	古谷	H12.3	11.2	428	古谷地区クリーンセンター	184.8
	農集	山越	H10.9	3.4	116	山越地区クリーンセンター	59.4
	農集	野ノ瀬	H11.10	7.5	267	野ノ瀬地区クリーンセンター	138.6
	農集	朝倉	H14.5	37.8	1,341	朝倉地区クリーンセンター	1,046.0
	農集	朝倉下	H18.5	15.6	822	朝倉下地区水処理施設	366.0
	コミプラ	清水 <sup>※1</sup>	S60.4	5.0	345	清水地区し尿処理施設	178.5
	コミプラ	緑ヶ丘 <sup>※1</sup>	H3.10	2.8	255	緑ヶ丘団地コミプラ	149.0
玉川	農集	与和木 <sup>※3</sup>	H3.6	4.0	129	与和木地区処理施設	59.0
	農集	九和	H17.5	55.1	1,572	九和地区処理施設	810.0
	農集	鈍川大下		3.9	100	鈍川大下地区処理施設	※2
大西	農集	九王 <sup>※3</sup>	H9.6	27.9	811	九王水処理センター	379.5
	農集	宮脇 <sup>※3</sup>	H10.11	9.1	269	宮脇水処理センター	132.0
	農集	山之内 <sup>※3</sup>	H12.5	8.9	230	山之内水処理センター	122.1
吉海	農集	田浦 <sup>※3</sup>	H14.12	19.8	78	田浦地区処理場	59.0
	農集	南浦・名駒 <sup>※3</sup>	H20.5	14.0	89	南浦・名駒地区処理施設	189.0
	漁集	志津見 <sup>※3</sup>	H12.5	1.7	109	志津見地区処理場	56.1
	漁集	棕名 <sup>※3</sup>	H19.5	31.7	356	棕名地区処理場	300.0
宮窪	農集	友浦	H9.4	16.0	260	友浦クリーンセンター	186.0
	農集	宮窪	H21.5	34.8	1,050	宮窪地区処理施設	975.0
伯方	農集	北浦 <sup>※3</sup>	H13.4	33.4	822	北浦地区浄化センター	489.0
	農集	北浦東 <sup>※3</sup>	H12.4	9.0	105	北浦東地区浄化センター	85.8
上浦	農集	盛	H11.4	28.0	546	盛地区浄化センター	300.3
	農集	瀬戸崎	H15.4	79.3	738	瀬戸崎地区浄化センター	534.6
	農集	宗方	H8.4	32.0	288	宗方地区処理施設	339.9
大三島	農集	大三島北	H10.8	39.0	457	大三島北地区処理施設	429.0
	農集	野々江	H12.2	33.7	436	野々江地区処理施設	353.1
	農集	口総	H13.8	61.6	399	口総地区処理施設	297.0
	農集	岡村	H12.4	14.0	280	岡村地区処理施設	300.3
関前	農集	大下	H22.5	2.4	65	大下地区処理施設	49.5

※1 清水・緑ヶ丘の2処理区は朝倉処理区へ統合する計画であり人口は農業集落排水処理施設で計上している。

※2 鈍川大下処理区は九和地区処理施設で処理。

※3 与和木、九王、宮脇、山之内、田浦、南浦・名駒、志津見、棕名、北浦及び北浦東処理区の処理施設の汚泥を今治衛生センターにて処理している。他の集落排水施設の汚泥は他施設等へ搬出。

3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントは、表 3-5 に示すとおり、現在 2 処理区で整備を進めています。

表 3-5 コミュニティ・プラントの整備状況

(H29.3.31現在)

地域	事業種別	処理区	供用開始 年月	供用 面積 (ha)	水洗化 人口 (人)	現有処理施設概要	
						施設名	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
今治	コミプラ	唐子台 <sup>※1</sup>	S49.4	39.2	2,392	唐子台処理場	1,650.0
玉川	コミプラ	長谷 <sup>※2</sup>	H11.4	1.9	184	玉川グリーンハイツコミプラ	135.0

※1 唐子台の処理区は、設備の老朽化対策に伴い平成 25 年度より暫定措置として今治処理区に接続し、今治市下水浄化センターにて汚水処理している。

※2 長谷（玉川グリーンハイツコミプラ）の汚泥を今治衛生処理センターで処理している。  
他の施設の汚泥は他施設へ排出。

4) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の設置状況は、表 3-6 に示すとおりです。

表 3-6 合併処理浄化槽の設置状況

区分/年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
5人槽 (基)	171	132	163	127	120
6～7人槽 (基)	34	30	29	18	26
8～10人槽 (基)	9	14	6	7	10
11～20人槽 (基)	7	2	6	3	6
21～30人槽 (基)	3	5	4	3	8
31～50人槽 (基)	2	5	3	2	2
51人槽～ (基)	3	2	3	2	1
合計 (基)	229	190	214	162	173

## 5. し尿・浄化槽汚泥処理の現状

### 1) し尿・浄化槽汚泥の搬入実績

本市において収集されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績量を表 3-7、図 3-4 に示します。下水道等の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は減少傾向で推移しています。

特にし尿搬入量は、平成 24 年度は 7,674k1/年（1 日平均：21.0k1/日）でしたが、平成 28 年度には 5,927k1/年（1 日平均：16.2k1/日）となっており、1 日平均量で約 5k1/日減、全体搬入量に占めるし尿の割合も約 4%減少しています。

表 3-7 し尿・浄化槽汚泥の収集実績〔今治市全体〕

区分/年度			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
今治市 (全体)	し尿	年間	k1/年	7,673.82	7,523.84	6,880.02	6,155.00	5,927.00
		(1日平均)	k1/日	21.0	20.6	18.8	16.8	16.2
		割合		27.0%	25.9%	25.5%	23.6%	23.1%
	浄化槽	年間	k1/年	18,941.58	19,562.72	18,141.52	18,127.68	17,852.88
		(1日平均)	k1/日	51.9	53.6	49.7	49.5	48.9
		割合		66.6%	67.3%	67.2%	69.4%	69.6%
	集排施設	年間	k1/年	1,754.74	1,898.24	1,898.92	1,796.32	1,806.12
		(1日平均)	k1/日	4.8	5.2	5.2	4.9	4.9
		割合		6.2%	6.5%	7.0%	6.9%	7.0%
	コミプラ	年間	k1/年	72.00	72.00	72.00	48.00	47.00
		(1日平均)	k1/日	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
		割合		0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%
	合計	年間	k1/年	28,442.14	29,056.80	26,992.46	26,127.00	25,633.00
		(1日平均)	k1/日	77.9	79.6	74.0	71.4	70.2

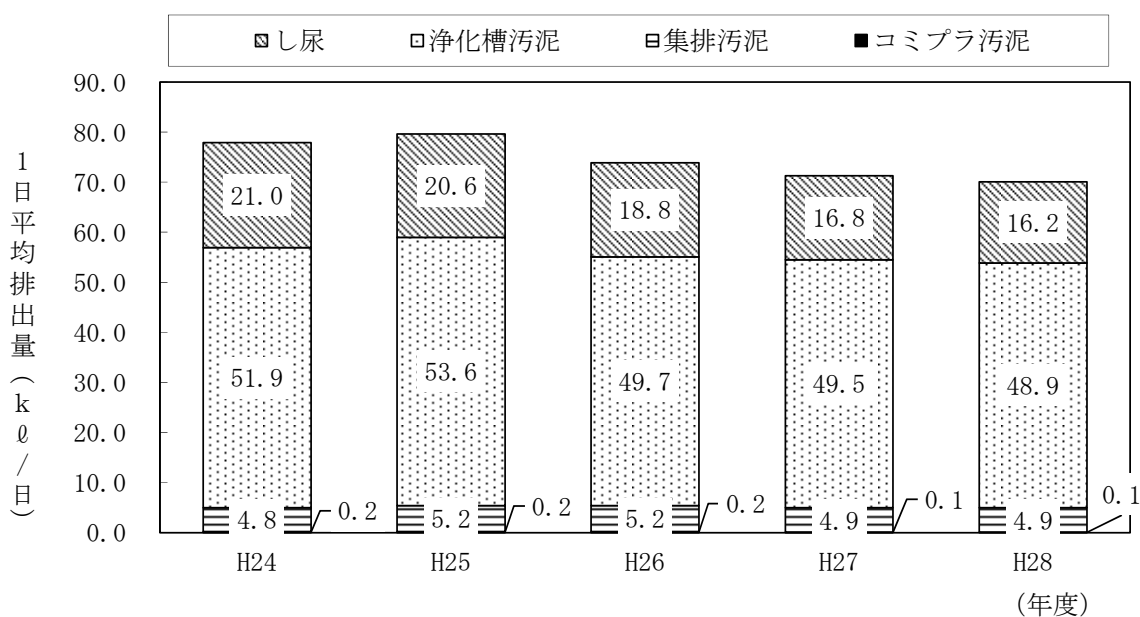


図 3-4 し尿・浄化槽汚泥の収集実績〔今治市全体〕

2) し尿・浄化槽汚泥の処理体制

本市は、表 3-8 に示すし尿・浄化槽汚泥の処理体制において、収集されたし尿・浄化槽汚泥を適正に処理しています。

本市では平成 18 年度以前は 6 つの施設で処理を行っていましたが、平成 19 年度から波方衛生センター処理対象区域を今治衛生センターへ統合、平成 20 年度から大三島衛生センター処理対象区域を大島衛生センターへ統合し、4 つの処理施設で処理を行っていました。その後、平成 26 年度からクリーンシステム菊間、大島衛生センター、伯方衛生センターの処理対象区域も今治衛生センターへ統合しています。

今治衛生センターは処理能力 80k1/日の汚泥再生処理センターとして平成 26 年 4 月より部分稼働を、翌年平成 27 年 4 月より全面稼働を開始し、現在は関前区域を除く今治市全域のし尿及び浄化槽汚泥を処理しています。

なお、関前区域については、呉市のし尿処理施設へ処理を委託しています。

表 3-8 し尿・浄化槽汚泥の処理体制の変遷

処理対象区域		処理体制（変遷）						
		～H18 年度	H19 年度	H20 年度 ～H25 年度	H26 年度	H27 年度		
今治市	今治区域	今治衛生センター			新 今治衛生センター (H26.4 より部分稼働、 H27.4 より全面稼働)			
	朝倉区域							
	玉川区域							
	波方区域	波方衛生	新 今治衛生センター (H26.4 より部分稼働、 H27.4 より全面稼働)					
	大西区域	センター						
	菊間区域	クリーンシステム菊間						
	吉海区域	大島衛生センター						
	宮窪区域							
	上浦区域	大三島衛生センター						
	大三島区域							
	伯方区域	伯方衛生センター						
関前区域	広島県呉市のし尿処理施設に委託							

3) し尿等処理施設

本市の旧し尿等処理施設の概要を表 3-9 に、今治衛生センターの概要を表 3-10 に示します。

表 3-9 旧し尿等処理施設の概要

施設名	処理能力	竣工/廃止	水処理方式
今治衛生センター	受入貯留：130k1/日 主処理以降：90k1/日	昭和 54 年 5 月 /平成 27 年 3 月	標準脱窒素処理
クリーンシステム菊間	し尿等：15k1/日 生ごみ：2t/日	平成 14 年 7 月 /平成 26 年 9 月	膜分離高負荷 脱窒素処理
大島衛生センター	し尿等：15k1/日	昭和 54 年 4 月 (平成 10 年 3 月改修) /平成 26 年 7 月	標準脱窒素処理
伯方衛生センター	し尿等：15k1/日	昭和 57 年 12 月 /平成 26 年 6 月	膜分離高負荷 脱窒素処理

表 3-10 今治衛生センターの概要

項目	概要
施設名	今治衛生センター
所在地	今治市天保山町 1 丁目 2 番地 1
敷地面積/建築面積	8,867.66 m <sup>2</sup> / 2,613.99 m <sup>2</sup>
竣工	平成 27 年 3 月
稼働開始	平成 27 年 4 月 (平成 26 年 4 月より部分稼働開始)
処理能力	80k0/日
処理方式	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式+高度処理 汚泥：脱水後、助燃剤化

4) し尿・浄化槽汚泥の処理実績

処理体制（処理施設）別のし尿・浄化槽汚泥の処理実績は、次のとおりです。

(1) 今治衛生センター

今治衛生センターでは、今治区域、朝倉区域、玉川区域、波方区域、大西区域で収集されたし尿・浄化槽汚泥及び集合処理汚泥の処理を行っていましたが、平成26年度からはクリーンシステム菊間、大島衛生センター、伯方衛生センターの廃止に伴い、これまで各施設にて処理していたし尿・浄化槽汚泥の処理も集約して行っています。

処理実績は表3-11、図3-5に示すとおり、平成26年度には統合に伴い一時的に増加しましたが、それ以降は減少傾向で推移しています。

表 3-11 今治衛生センター処理実績

区分/年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
今治衛生センター	し尿	年間 k1/年	4,371.29	4,477.73	6,848.97	6,127.00	5,895.00
		(1日平均 k1/日)	12.0	12.3	18.8	16.7	16.2
		割合	23.9%	23.6%	25.4%	23.5%	23.0%
	浄化槽	年間 k1/年	13,226.20	13,724.50	18,131.43	18,120.68	17,846.88
		(1日平均 k1/日)	36.2	37.6	49.7	49.5	48.9
		割合	72.2%	72.4%	67.3%	69.4%	69.7%
	集排施設	年間 k1/年	647.30	684.50	1,898.92	1,796.32	1,806.12
		(1日平均 k1/日)	1.8	1.9	5.2	4.9	4.9
		割合	3.5%	3.6%	7.0%	6.9%	7.1%
	コミプラ	年間 k1/年	72.00	72.00	72.00	48.00	47.00
		(1日平均 k1/日)	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
		割合	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%
	合計	年間 k1/年	18,316.79	18,958.73	26,951.32	26,092.00	25,595.00
		(1日平均 k1/日)	50.2	51.9	73.8	71.3	70.1

※ 処理対象区域：今治区域、朝倉区域、玉川区域、波方区域（H19～）、大西区域（H19～）、菊間区域（H26～）、吉海区域（H26～）、宮窪区域（H26～）、上浦区域（H26～）、大三島区域（H26～）、伯方区域（H26～）

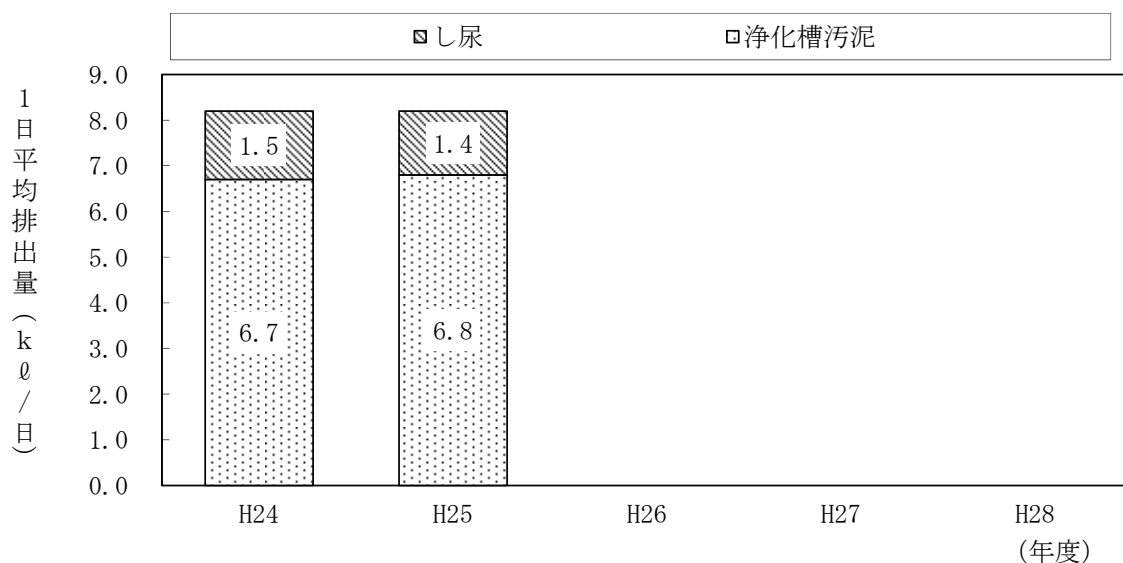


図 3-5 今治衛生センター処理実績



(2) クリーンシステム菊間

クリーンシステム菊間の処理実績を表 3-12、図 3-6 に示します。クリーンシステム菊間では、菊間区域で収集されたし尿・浄化槽汚泥の処理を行っていましたが、平成 26 年度以降、本区域のし尿・浄化槽汚泥は今治衛生センターにて処理を行っています。

表 3-12 クリーンシステム菊間処理実績

区分／年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
クリーンシステム菊間	し尿	年間 k1/年	533.05	516.00	—	—
		(1日平均 k1/日)	1.5	1.4	—	—
		割合	17.9%	17.2%	—	—
	浄化槽	年間 k1/年	2,447.20	2,484.00	—	—
		(1日平均 k1/日)	6.7	6.8	—	—
		割合	82.1%	82.8%	—	—
合計	年間 k1/年	2,980.25	3,000.00	—	—	
	(1日平均 k1/日)	8.2	8.2	—	—	

※ 処理対象区域：菊間区域（～H25）

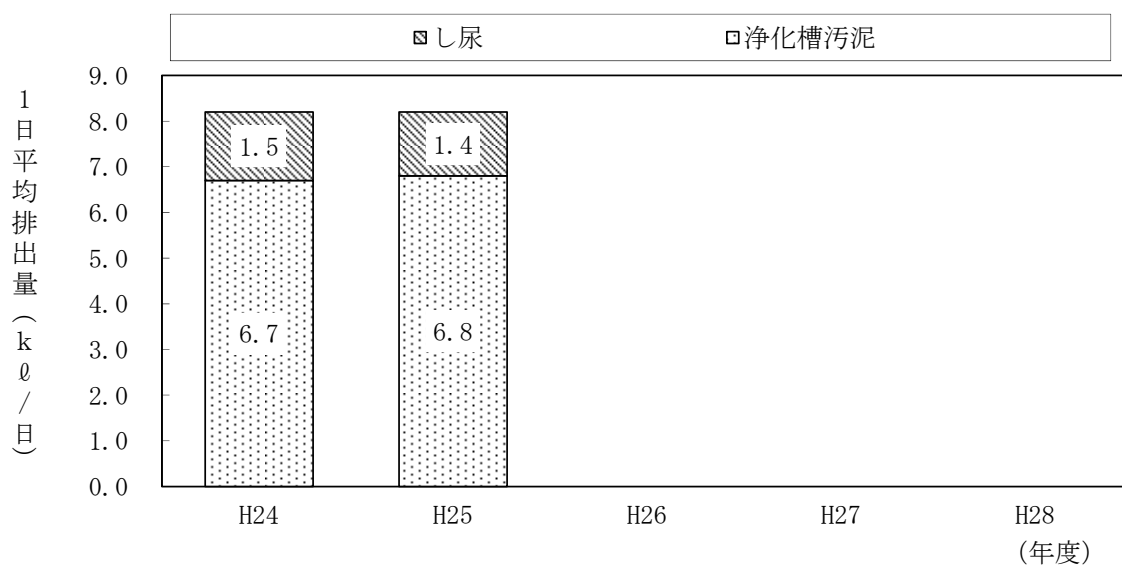


図 3-6 クリーンシステム菊間処理実績

(3) 大島衛生センター

大島衛生センターの処理実績は表 3-13 及び図 3-7 に示すとおりです。

大島衛生センターでは、吉海区域、宮窪区域、上浦区域、大三島区域で収集されたし尿・浄化槽汚泥及び集排汚泥の処理を行っていましたが、平成 26 年度以降、これらの処理区域のし尿・浄化槽汚泥及び集排汚泥は今治衛生センターにて処理を行っています。

表 3-13 大島衛生センター処理実績

区分/年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
大島衛生センター	し尿	年間 k1/年	1,242.00	1,105.00	—	—
		(1日平均 k1/日)	3.4	3.0	—	—
		割合	53.1%	43.6%	—	—
	浄化槽	年間 k1/年	530.59	820.08	—	—
		(1日平均 k1/日)	1.5	2.2	—	—
		割合	22.7%	32.3%	—	—
	集排施設	年間 k1/年	567.72	610.92	—	—
		(1日平均 k1/日)	1.6	1.7	—	—
		割合	24.3%	24.1%	—	—
	合計	年間 k1/年	2,340.31	2,536.00	—	—
		(1日平均 k1/日)	6.4	6.9	—	—

※ 処理対象区域：吉海区域（～H25）、宮窪区域（～H25）、上浦区域（H20～H25）、大三島区域（H20～H25）

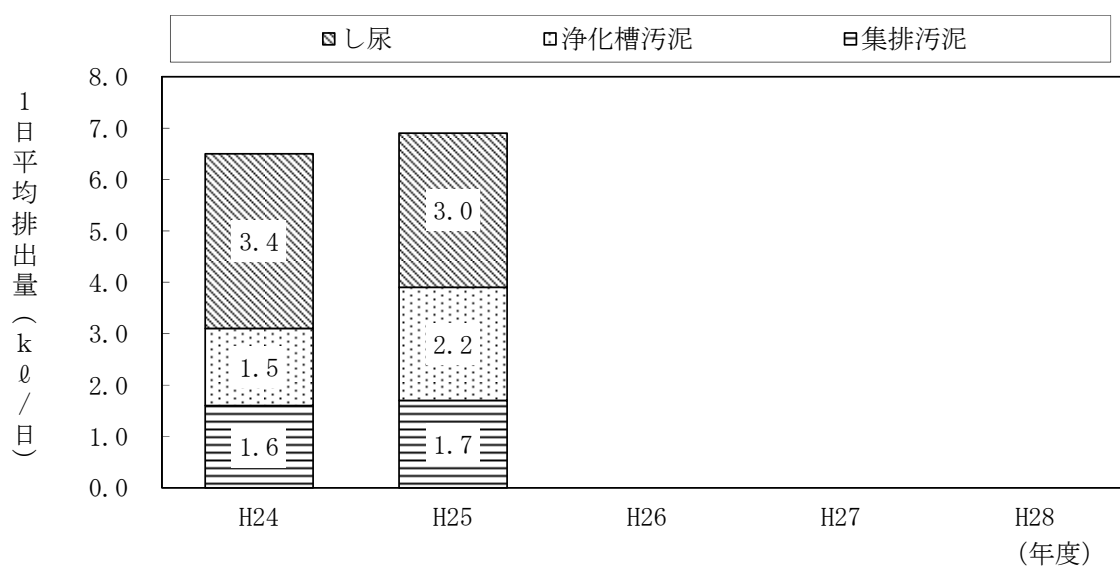


図 3-7 大島衛生センター処理実績

(4) 伯方衛生センター

伯方衛生センターの処理実績は表 3-14 及び図 3-8 に示すとおりです。

伯方衛生センターでは、伯方区域で収集されたし尿・浄化槽汚泥及び集排汚泥の処理を行っていましたが、平成 26 年度以降、本区域のし尿・浄化槽汚泥は今治衛生センターにて処理を行っています。

表 3-14 伯方衛生センター処理実績

区分/年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
伯方衛生センター	し尿	年間 k1/年	1,496.00	1,388.00	—	—
		(1日平均 k1/日)	4.1	3.8	—	—
		割合	31.4%	30.7%	—	—
	浄化槽	年間 k1/年	2,725.28	2,529.18	—	—
		(1日平均 k1/日)	7.5	6.9	—	—
		割合	57.2%	56.0%	—	—
	集排施設	年間 k1/年	539.72	602.82	—	—
		(1日平均 k1/日)	1.5	1.7	—	—
		割合	11.3%	13.3%	—	—
	合計	年間 k1/年	4,761.00	4,520.00	—	—
		(1日平均 k1/日)	13.0	12.4	—	—

※ 処理対象区域：伯方区域（～H25）

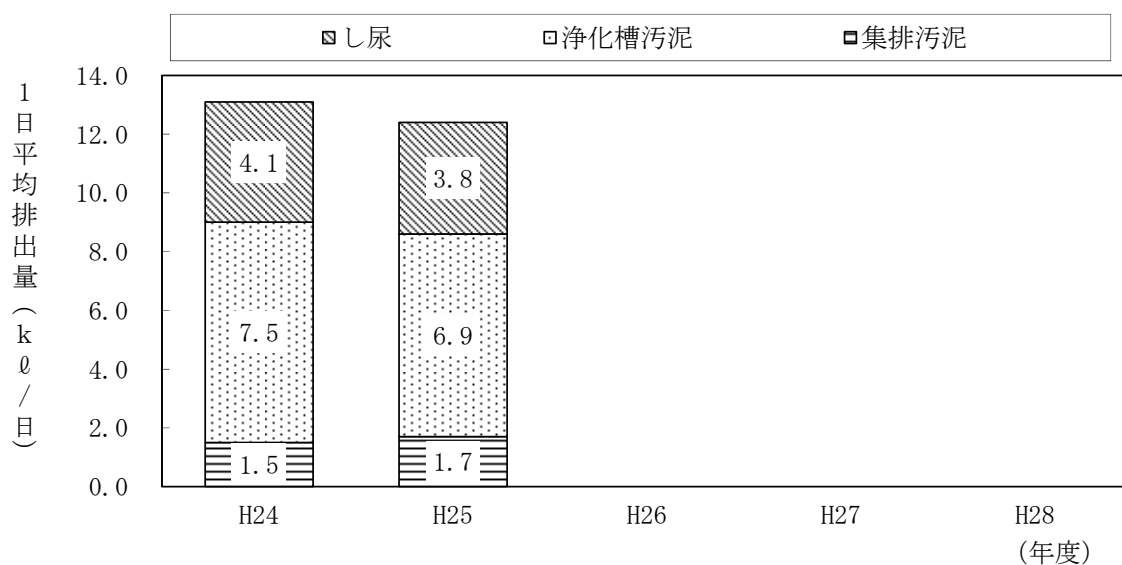


図 3-8 伯方衛生センター処理実績

(5) 関前（呉市委託分）

関前区域で収集されたし尿・浄化槽汚泥は、呉市の芸予環境衛生センターに処理を委託しています。なお、集排汚泥は、天日乾燥後に肥料として田畑に散布しています。

処理委託量の実績は表 3-15、図 3-9 に示すとおりです。

表 3-15 関前区域の処量の理実績

区分／年度				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
関前地区 (呉市委託)	し尿	年間	k1/年	32.00	38.00	31.00	28.00	32.00
		(1日平均)	k1/日	0.09	0.10	0.08	0.08	0.09
		割合		72.7%	92.7%	75.6%	80.0%	84.2%
	浄化槽・ 集排汚泥	年間	k1/年	12.00	3.00	10.00	7.00	6.00
		(1日平均)	k1/日	0.03	0.01	0.03	0.02	0.02
		割合		27.3%	7.3%	24.4%	20.0%	15.8%
	合計	年間	k1/年	44.00	41.00	41.00	35.00	38.00
		(1日平均)	k1/日	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10

※ 処理対象区域：関前区域

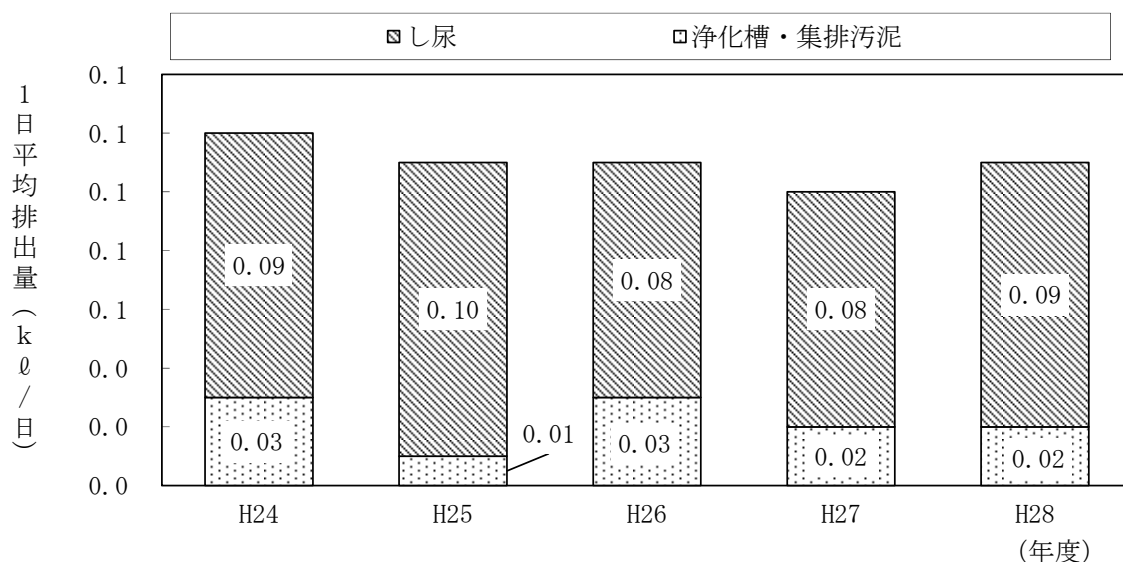
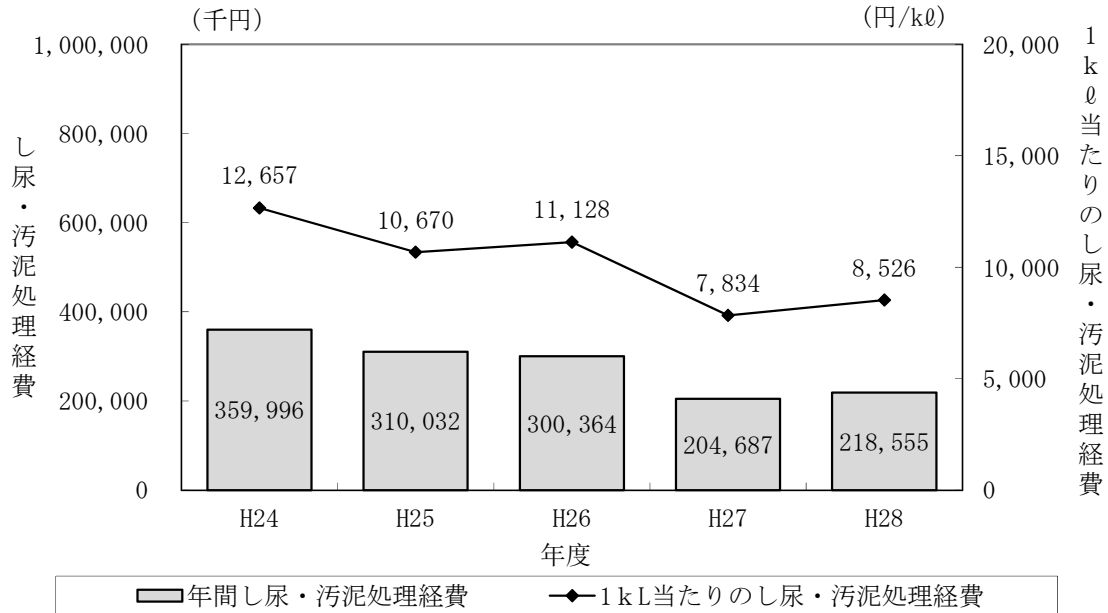


図 3-9 関前区域の処理委託量の実績

## 6. し尿・汚泥処理に係る経費

本市におけるし尿・汚泥処理経費の推移は図 3-10 に示すとおりです。

し尿等の搬入量の減少、施設の統廃合等により処理経費は減少傾向にあり、平成 24 年度の 1kℓ当たりのし尿・汚泥処理経費 12,657 円に対し、平成 28 年度は 8,526 円（約 1/3 減）となっています。



※ 施設の建設・改良費は含まない。

図 3-10 し尿・汚泥処理経費の推移

## 7. 中間目標値の達成状況

平成25年2月に策定した今治市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画では、汚水衛生処理率、汚水衛生処理人口、生活排水の処理形態別人口において、それぞれ目標値を定めました。以下に各目標の達成状況を示します。

### 1) 汚水衛生処理率の目標達成状況

汚水衛生処理率の目標達成状況は表3-16に示すとおりです。平成27年度に汚水衛生処理率76.6%を目標値として掲げましたが、平成27年度の実績は76.0%でした。

表3-16 汚水衛生処理率の目標達成状況

項目	年度	実績		中間目標年次	計画目標年次
		平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成32年度
汚水衛生処理率		76.0%	78.1%	76.6%	82.2%

### 2) 汚水衛生処理人口

汚水衛生処理人口の目標の達成状況は表3-17に示すとおりです。

表3-17 汚水衛生処理人口の目標達成状況

項目	年度	実績		中間目標年次	計画目標年次
		平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成32年度
総人口		164,322人	162,835人	162,600人	154,100人
計画処理区域内人口		164,322人	162,835人	162,600人	154,100人
汚水衛生処理人口		124,842人	127,205人	124,544人	126,690人

### 3) 生活排水の処理形態別人口

生活排水の処理形態別人口の目標達成状況は表3-18に示すとおりです。

平成27年度の実績は公共下水道人口、合併処理浄化槽人口の割合がやや目標値より低いものの、概ね目標値に近い値となっています。ただし、非水洗化人口の割合が目標値を下回る（目標値より人口割合が多い）結果となっています。

表3-18 生活排水の処理形態別人口の目標達成状況

項目	年度	実績				中間目標年次		計画目標年次	
		平成27年度		平成28年度		平成27年度		平成32年度	
総人口		164,322人	100.0%	162,835人	100.0%	162,600人	100.0%	154,100人	100.0%
汚水衛生処理人口		124,842人	76.0%	127,205人	78.1%	124,544人	76.6%	126,690人	82.2%
公共下水道人口		88,421人	53.8%	90,553人	55.6%	88,256人	54.3%	91,419人	59.3%
集落排水施設人口		13,982人	8.5%	14,024人	8.6%	13,763人	8.5%	12,517人	8.1%
コミュニティ・プラント人口		2,594人	1.6%	2,576人	1.6%	2,605人	1.6%	2,404人	1.6%
合併処理浄化槽人口		19,845人	12.1%	20,052人	12.3%	19,920人	12.3%	20,350人	13.2%
汚水衛生未処理人口		39,480人	24.0%	35,630人	21.9%	38,056人	23.4%	27,410人	17.8%
単独処理浄化槽人口		34,074人	20.7%	30,273人	18.6%	35,068人	21.6%	26,513人	17.2%
非水洗化人口		5,406人	3.3%	5,357人	3.3%	2,988人	1.8%	897人	0.6%

## 第2節 生活排水処理の課題

生活排水処理の現状から、課題を抽出すると、以下のとおりとなります。

### 課題1 汚水衛生処理率の向上

汚水衛生処理率は、公共下水道及び集合処理施設への接続、また合併処理浄化槽への転換により年々上昇してきており、平成28年度の人口比で78.1%となっています。

ただし、平成27年度の汚水衛生処理率は平成25年2月に設定した目標値76.6%に達しておらず、特に非水洗化人口の割合が目標値を大きく下回っています。また、全国の汚水衛生処理率85.4%（平成27年度）に比べ低い水準にあると言えます。

これは、人口比で約22%の割合で、台所や洗濯等の生活雑排水が未処理のまま河川等に放流されていることとなり、河川等の公共用水域の水質汚濁の原因になっています。

したがって、公共下水道や集落排水施設の整備の推進と水洗化の促進を図るとともに、既に整備されている処理区域内の未接続世帯などに対して、接続の働きかけを行っていく必要があります。また、これらの整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進を図り、汚水衛生処理率をさらに向上させていく必要があります。

さらに、自然環境を保全するため、生活排水処理対策の役割やその効果、及び台所などの発生源における汚濁負荷削減対策などについて、広く市民に啓発していくことが重要です。

### 課題2 生活排水処理施設の整理

本市では、現在、30以上の集合処理施設にて生活排水の処理を行っていますが、人口の減少に伴い生活排水量は減少しており、また、老朽化が進んでいる施設も見られます。

したがって、本市では施設管理費用の適正化を図るため、生活排水処理施設の集約化・統廃合を進めているところです。今後も下水道等の関連する計画との整合を図ったうえで、生活排水の適正な処理体制の構築に努める必要があります。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理計画

#### 1. 生活排水処理の基本方針

本市における生活排水処理適正化のより一層の推進を図るため、次のような生活排水処理の基本方針を定めることとします。

#### 生活排水処理の基本方針

##### 1) 公共下水道、集落排水施設の整備事業及び統廃合の推進

公共下水道や集落排水施設の整備計画区域においては、それらの整備を推進し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全・改善に取り組むこととします。

また、各処理区における処理人口の推移や、し尿等の発生量及び質の変動を勘案し、効率的な生活排水処理の実現にむけ、下水道施設等への統廃合を推進します。

##### 2) 水洗化の促進

公共下水道や集落排水施設が整備されている地区で、未接続となっている家庭等に対して、下水道等への接続を働きかけ、水洗化の促進を図ることとします。

##### 3) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道、集落排水施設等の集合処理区域外の地区においては、生活排水全ての処理が可能な合併処理浄化槽の普及促進に努めることとします。

##### 4) 単独処理浄化槽から合併処理への転換

単独処理浄化槽を設置している家庭、事業所に対しては、生活雑排水の処理を促進するため、集合処理（公共下水道、集落排水施設）又は合併処理浄化槽への理解と転換を働きかけていきます。

##### 5) 教育・啓発活動の充実

水環境の回復・保全に関する教育や広報・啓発活動の充実を図っていきます。



## 2. 生活排水処理計画

### 1) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 4-1 のとおり、現状の処理主体を継続するものとします。

表 4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	今治市
集落排水施設	し尿・生活雑排水	今治市
コミュニティ・プラント	し尿・生活雑排水	今治市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人・今治市
単独処理浄化槽	し尿のみ	個人
し尿処理施設 (汚泥再生処理センター)	し尿・浄化槽汚泥, 集合処理汚泥(一部)	今治市

2) 生活排水の処理形態別人口の計画値

今治市全域における将来の生活排水の処理形態別人口は、本市の計画に基づき設定し、表 4-2 及び図 4-1 に示すとおりとなります。

今後は、生活排水処理施設の整備が進み、本市の汚水衛生処理人口は、総人口に対して、計画目標年次の平成 32 年度で約 83.0%（124,525 人/150,000 人）になると予測されます。

表 4-2 生活排水処理形態別人口の将来予測

(単位：人)

区分／年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総人口	159,626	156,417	153,208	150,000
汚水衛生処理人口	127,888	126,769	125,647	124,525
割合	80.1%	81.0%	82.0%	83.0%
公共下水道人口	90,531	90,495	90,427	90,329
割合	56.7%	57.9%	59.0%	60.2%
集落排水施設人口	13,824	13,627	13,430	13,219
割合	8.7%	8.7%	8.8%	8.8%
農業集落排水人口	12,584	12,398	12,210	12,011
割合	7.9%	7.9%	8.0%	8.0%
漁業集落排水人口	1,240	1,229	1,220	1,208
割合	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
コミュニティ・プラント人口	2,552	2,526	2,500	2,470
割合	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
合併処理浄化槽人口	20,981	20,121	19,290	18,507
割合	13.1%	12.9%	12.6%	12.3%
汚水衛生未処理人口	31,738	29,648	27,561	25,475
割合	19.9%	19.0%	18.0%	17.0%
単独処理浄化槽人口	26,964	25,189	23,415	21,643
割合	16.9%	16.1%	15.3%	14.4%
非水洗化人口	4,774	4,459	4,146	3,832
割合	3.0%	2.9%	2.7%	2.6%
し尿収集人口	4,739	4,426	4,115	3,804
割合	3.0%	2.8%	2.7%	2.5%
自家処理人口	35	33	31	28
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

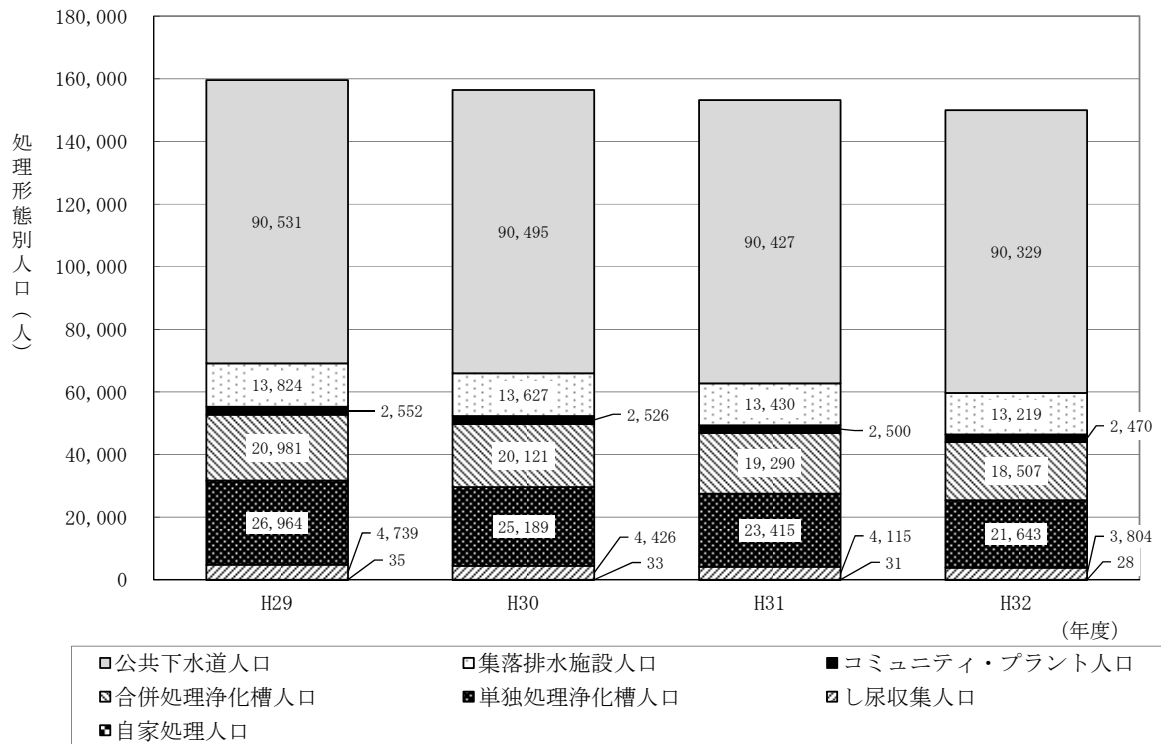


図 4-1 生活排水の処理形態別人口の将来予測

3) 生活排水処理の目標

生活排水処理形態別人口の実績及び将来予測を基に、目標年次における汚水衛生処理率、汚水衛生処理人口及び生活排水処理形態別人口の目標を次のとおり定めます。

(1) 汚水衛生処理率の目標

項目	年度	実績		計画目標年次 平成32年度
		平成28年度		
汚水衛生処理率		78.1%		83.0%

(2) 汚水衛生処理人口

項目	年度	実績		計画目標年次 平成32年度
		平成28年度		
総人口		162,835 人		150,000 人
計画処理区域内人口		162,835 人		150,000 人
汚水衛生処理人口		127,205 人		124,525 人

(3) 生活排水の処理形態別人口

項目	年度	実績		計画目標年次 平成32年度	
		平成28年度			
総人口		162,835 人	100.0%	150,000 人	100.0%
汚水衛生処理人口		127,205 人	78.1%	124,525 人	83.0%
公共下水道人口		90,553 人	55.6%	90,329 人	60.2%
集落排水施設人口		14,024 人	8.6%	13,219 人	8.8%
コミュニティ・プラント人口		2,576 人	1.6%	2,470 人	1.6%
合併処理浄化槽人口		20,052 人	12.3%	18,507 人	12.3%
汚水衛生未処理人口		35,630 人	21.9%	25,475 人	17.0%
単独処理浄化槽人口		30,273 人	18.6%	21,643 人	14.4%
非水洗化人口		5,357 人	3.3%	3,832 人	2.6%

## 第2節 し尿・汚泥の処理計画

### 1. し尿・汚泥処理の基本方針

本市におけるし尿・汚泥処理の基本方針を、次のように定めることとします。

#### し尿・汚泥処理の基本方針

##### 1) し尿処理施設にて処理するし尿・汚泥等

本市の処理対象は、し尿・浄化槽汚泥のほか、現在、し尿処理施設での処理対象としている一部処理区域の集合処理施設から排出される汚泥（集排汚泥、コミプラ汚泥）を対象とします。

##### 2) 安定処理の継続と資源化の推進

本市の上位計画との整合を図ったうえで、将来的に予測されるし尿及び汚泥（市の処理対象分）をし尿処理施設にて安定的かつ適正に処理するとともに、資源化（助燃剤化）を継続して実施します。

## 2. し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

本市が処理対象とする今後のし尿・浄化槽汚泥量の予測結果を表 4-3 及び図 4-2 に示します。本予測は前節で予測した生活排水の処理形態別人口（し尿収集人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口）に、実績に基づき設定した尿・浄化槽汚泥の 1 人 1 日平均排出量（排出原単位）を乗じて算出しました。

今後は、生活排水処理施設の統廃合及び整備、公共下水道整備事業の推進に伴い、本市が処理対象とするし尿及び浄化槽汚泥量は減少していくことが見込まれます。

表 4-3 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測〔今治市処理対象量〕

区分/年度			H29	H30	H31	H32	
今治市 し尿・汚泥 処理対象 区域	し尿	処理人口（人）	4,739	4,426	4,115	3,804	
		汚泥量(kl/日)	16.3	15.3	14.2	13.1	
	浄化槽汚泥	処理人口（人）	47,945	45,310	42,705	40,150	
		汚泥量(kl/日)	47.3	45.0	42.7	40.4	
		合併 浄化槽	処理人口（人）	20,981	20,121	19,290	18,507
		汚泥量(kl/日)	30.6	29.4	28.2	27.0	
	単独 浄化槽	処理人口（人）	26,964	25,189	23,415	21,643	
	汚泥量(kl/日)	16.7	15.6	14.5	13.4		
	集排汚泥		処理人口（人）	2,971	2,823	2,801	2,773
			汚泥量(kl/日)	4.9	4.6	4.6	4.5
コミプラ汚泥		処理人口（人）	181	178	175	170	
		汚泥量(kl/日)	0.2	0.2	0.2	0.2	
し尿・汚泥合計		処理人口（人）	55,836	52,737	49,796	46,897	
		汚泥量(kl/日)	68.7	65.1	61.7	58.2	

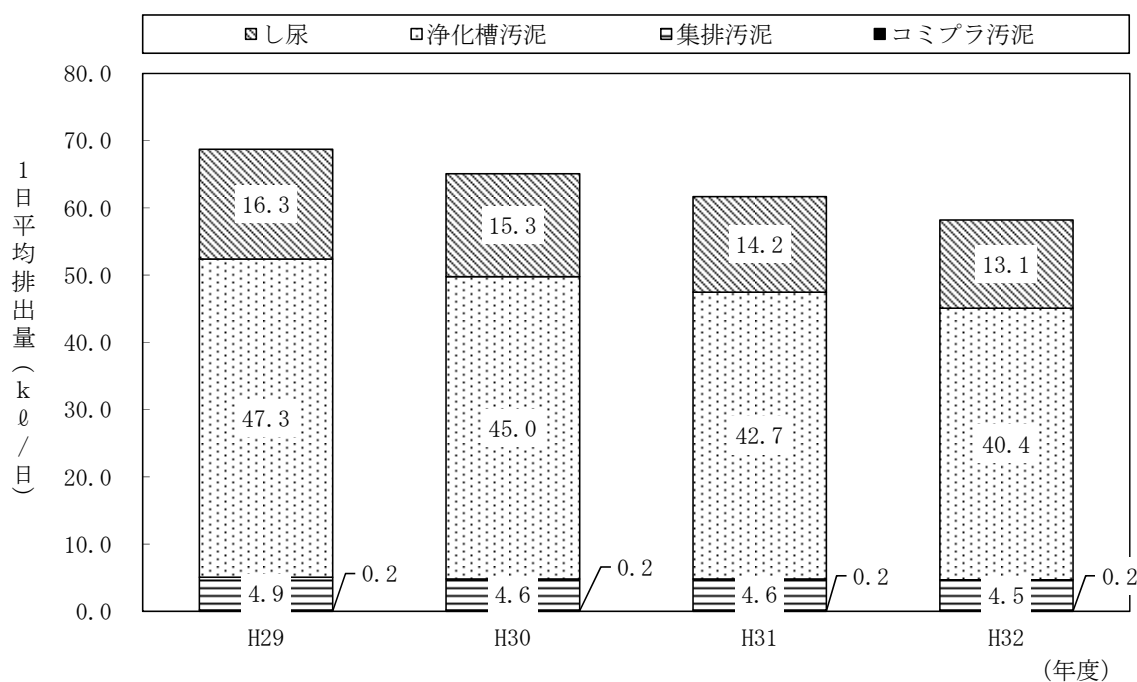


図 4-2 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測〔今治市処理対象量〕

### 3. し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥処理の基本方針に基づき、し尿・汚泥の処理計画を、次のように定めることとします。

#### 1) 処理主体

市内で排出されるし尿・浄化槽汚泥は、今後も今治市が主体となって処理を行っていきます。

#### 2) 計画処理区域

今治市内全域とします。

#### 3) 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行の体制を継続することとします。  
運搬を計画的に実施し、効率を高めることにより生活環境の保全に努めます。

#### 4) 中間処理計画

##### (1) 処理対象物

処理対象は、し尿・浄化槽汚泥のほか、現在、し尿処理施設での処理対象としている一部の集合処理施設から排出される汚泥（集排汚泥、コミプラ汚泥）を対象とします。

##### (2) 処理対象量

今後のし尿・浄化槽汚泥等の処理量は、本節の将来予測の結果のとおりです。生活排水処理施設の整備、特に公共下水道の整備事業の推進に伴い、減少していくことが見込まれます。

##### (3) し尿・浄化槽汚泥の処理体制

し尿・浄化槽汚泥の処理体制は、現行の体制のとおり、し尿処理施設での適正処理及び資源化を継続することとします。

なお、関前区域は、呉市のし尿処理施設への委託を継続します。

##### (4) 処理施設の適正管理と機能維持

市内で収集されるし尿・浄化槽汚泥及び一部の集合処理汚泥は、し尿処理施設で適正に処理を行うこととします。

#### 5) 再資源化計画

##### (1) 資源化対象物

資源化の対象物としては、し尿等の処理過程で発生する汚泥とします。

(2) 再資源化計画

再資源化の方法としては助燃剤化を行います。

6) 最終処分計画

し尿及び汚泥の処理過程で発生する残渣を処分する場合には、今後も、減量化と安定化を図り、適切に処理します。

### 第3節 その他

#### 1. 広報・啓発活動

家庭から排出される台所や洗濯等の生活雑排水が未処理のまま河川等に放出されていることにより、生活環境や水環境の保全に対する生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、広報や市のホームページ等に掲載し啓発活動を進めます。また、公共下水道の整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、生活排水の適正処理の周知を図ります。

### 第4節 計画の進行管理

#### 1. 計画の周知

循環型社会・維持可能な社会の理念を前提として、生活環境や水環境の保全のため、生活排水処理が適正に処理されるためには、市民及び事業者の理解と協力が必要になります。

本計画を的確に推進するため、広報、ホームページ等への掲載等を定期的に配布するなどして、周知と普及啓発に努めます。

#### 2. 計画の進行管理

生活排水処理等の目標を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（施策の実施）、Check（評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。また、効率的・経済的な施策の展開を図ります。

